

求 人 票 (PT・OT・ST)新卒

求 人 先	ふりがな	いりょうほうじんしゃだん けんいくかい ねりまけんいくかいびょういん おおいずみがくえんふくごうせつ		ふりがな	たけかわ せつお	
	事業所名	医療法人社団 健育会 ねりま健育会病院(大泉学園複合施設)		代表者名	竹川節男(理事長)	
	所在地	〒178-0061 東京都練馬区大泉学園7丁目3-28		グループ	本部:東京都 病院:東京2病院 神奈川1、静岡2病院 他	
	書類提出先	同上 TEL:03-5935-6102 FAX:03-5935-6107		病床数	病院100床・老健80床	
	担当者名	採用担当者 二瓶 太志		設立	平成29年4月1日	
	事業内容	・ねりま健育会病院(回復期リハビリテーション100床) ・介護老人保健施設ライフサポートねりま(入所80床) (通所リハビリテーション40名、居宅、訪問、訪問リハ) ※病院と介護施設が連携しなから運営します。		うち	PT	45名
					OT	25名
		ST	8名			
※希望適性など総合的に配属を決定						
《ねりま健育会病院 院長 医学博士 酒向正春先生よりメッセージ》 大泉学園複合施設のリハビリテーションはチーム医療で進めます。各職種の指導研修体制は高い専門性が身につくように整え、現場で学んで頂きます。私達は職員が元気で健やかに働くことができる環境が患者さんをも回復させていくと考えています。 《リハビリテーション部 作業療法士 二瓶部長よりメッセージ》 最高のチームアプローチと専門性が共存する病院にしたいと思っています。施設や職種間の垣根なくコミュニケーションや情報共有が図れるように、様々な工夫をしています。加えて、新しい機器や治療技術を積極的に取り入れて各部門の専門性の向上を図っています。院外の学会や論文、養成校での講師など、実績あるスタッフが在籍しています。教育ラダーも確立し、定期的な振り返りを実施するなど、教育体制も整備されているので、豊かな人間性と高い専門性を身につけることができます。						
求 人 数	職種	職務内容		求人数	必要資格等	
	理学療法士	病院での回復期リハビリ、外来リハビリ、老健での個別リハビリ、集団リハビリ、リハビリに特化した通所、訪問リハビリ。家屋訪問や在宅での指導等。回復期～生活期まで幅広い領域を経験することができます。		10名	理学療法士(見込み)	
	作業療法士			8名	作業療法士(見込み)	
	言語聴覚士			5名	言語聴覚士(見込み)	
勤 務 条 件 等	給 与 条 件	職種	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	
		基本給	220,000	220,000	220,000	
		職務手当	33,000	33,000	33,000	
		住宅手当	有り(月30,000まで)	有り(月30,000まで)	有り(月30,000まで)	
		家族手当	有り	有り	有り	
		通勤手当	有り	有り	有り	
		計	253,000円	253,000円	253,000円	
	勤務地	大泉学園複合施設 ※適性、希望等、総合的に判断し配属決定		就職説明会		
	勤務時間	8:45～17:30 一部早番、遅番シフト等あり。		参加ご希望の方は、記載事項を明記し下記メールアドレスまでお送りください。 【メール】info@nerima-k.or.jp		
	休日	週休2日(シフト)制、夏季2日、年末年始5日		【説明会内容】 複合施設の概要・福利厚生等の説明 教育制度・病院見学		
	昇給	年1回(人事考課制度により)		【メール記載事項】 ①氏名(ふりがな) ②希望職種 ③性別 ④年齢 ⑤携帯番号・メールアドレス		
	賞与	年2回(人事考課制度により)				
	交通費	別途支給				
寮等	あり、住宅手当有					
保険	健康、厚生年金、年金基金、雇用、労災					
応 募	応募書類	・履歴書 ・卒業見込証明書 ・成績証明書 ・健康診断書		選 考 方 法	書類選考	有
	受付	随時			適性検査	有
					面接試験	有
【URL】http://nerima-k.or.jp 【メール】info@nerima-k.or.jp ※ 応募書類は採用試験にのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。						

PT
部門

ねりま健育会病院

回復期リハビリテーション100床



所在地：東京都練馬区大泉学園町7丁目3番28号

アクセス：西部池袋線「大泉学園」駅より
バスをご利用ください



バス

大泉学園駅（北口）2番バス乗り場から乗車
（どのバスでもご利用になれます）
「大泉風致地区」バス停下車 徒歩約100m

※就職説明会・見学会、随時実施中(当院HPフォームから申し込み可能)

PT部門の3つの柱として臨床・教育・研究があります

I. 臨床

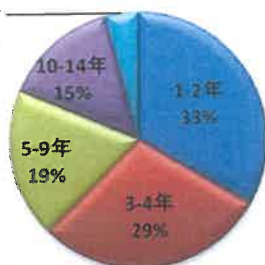
脳卒中者に対する運動療法・装具療法が学べます

□経験できる疾患

- ・脳卒中、脊髄損傷などの中枢神経疾患
- ・骨折(大腿骨、脊椎)などの整形外科疾患
- ・その他、廃用症候群など

□経験年数の割合(全48名)

15年
以上
4%



□PT部門の特色

- ・脳卒中者に対する装具療法、電気刺激
- ・認定理学療法士、専門理学療法士在籍
- ・各種治療手技(評価に基づき適切な治療を選択)
Bobath Concept, PNF, SJFなど上級コース修了者在籍



当院にある電気刺激装置



NESS L300



IVES



II. 教育

ねりま健育会病院は
卒後教育に力を入れています

教育ラダー

- 各等級ごとのラダー評価
- 昇級システムや人事考課とのリンク



同席制度(OJT)

治療に悩んだ時は
先輩が訓練に同席してくれます

バイザー制度

- マンツーマン指導
- 一般業務の相談・指導
- PT評価・治療の相談・指導

スキルアップ

- OJT
- リハビリテーション部勉強会
- PT部門勉強会(毎週水曜日)

PTで年間**134万円**の研修・学会参加を支援

一人当たり約**2万9000円分**の研修参加を支援

III. 研究

脳画像解析(拡散テンソル)や表面筋電図
を使用した研究を行っています



□学会発表

リハビリテーション医学会、神経系理学療法学会大会、
脳卒中学会、全国介護老人保健施設大会など

□講師派遣・講演

理学療法士協会主催基礎講習会、下肢装具フォーラム(教育講演)
下肢装具カンファレンス(教育講演、シンポジスト) など

※**学会発表**は出張扱い。参加費・交通費・宿泊費も支援

雇用条件 福利厚生

- 勤務時間：AM8:45～PM5:30（うち休憩1時間）、早出・遅出有
- 給与：253,000円～
- 週休2日制(規定による)
- 夏季休暇(年2日)
- 有休10日(有休取得率49%)
- 昇給年1回、賞与年2回(昨年度実績3.5ヶ月)、通勤手当支給、社会保険完備
- ジョブローテーションの一環として、ねりま健育会病院とライフサポートねりま(同じ敷地内の介護老人保健施設、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション)内での異動の可能性があります

自己申告書

平成 〇 / 年 〇 月 / 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名

医療法人社団 健育会

事業所所在地

東京都板橋区桜川2丁目19番1号

代表者名

理事長 竹川 節男



対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL291115第01）により確認し、理解しました。

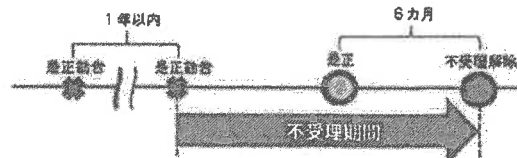
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

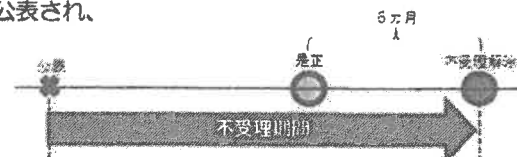
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



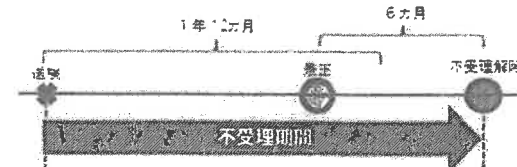
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

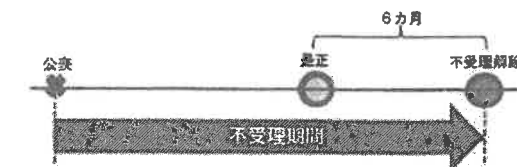
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表*され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



*職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。